

(仮称) 市民センター建設市民懇談会運営要領

- 1 (仮称) 市民センター建設市民懇談会 (以下「懇談会」という。) は、原則公開とする。ただし、会長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、懇談会に諮って非公開とすることができる。
 - (1) 懇談会において、福島市情報公開条例第9条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し検討を行う場合
 - (2) 懇談会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
 - (3) その他、会長が必要と認める場合
- 2 会長は、懇談会の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。
- 3 懇談会を傍聴しようとする者は、懇談会当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。
- 4 会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 5 傍聴人が懇談会の進行を妨げる行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。